

委託業務仕様書

自転車競技法施行規則（平成14年9月13日経済産業省令第97号）第5条に定める施行者固有事務および同規則第4条に定める競技実施法人固有事務を除く競輪開催業務等全般を委託するものとし、その業務内容は下記のとおりとする。

なお、将来的に制度改正等により変更がある場合には、事前協議のうえ、柔軟に対応することを基本とするとともに、業務の実施において、業務の効率化または収益の向上等を図る目的で企画する業務は、随時、受託事業者と協議し、その認める範囲および法令等に違反しない範囲で業務を変更することができるものとする。

1 競輪開催日数

委託業務にあたっての基本的な市営競輪開催日数は、年間58日とし、内訳の下記のとおりとする。

・ G III	1 節	4 日
・ F I (ナイター)	6 節	1 8 日
・ F II (ナイター)	5 節	1 5 日
・ F II (ミッドナイト)	7 節	2 1 日

なお、令和8年7月頃から令和9年7月頃（令和7年7月現在の予定）にかけて、施設改修を予定しており、その間の開催は他の競輪場を借り上げて借上開催を行う予定となっている。

借り上げにかかる経費については、契約後に借り上げ先を含めた3者で協議し受託事業者が負担するものとする。

2 発売レース数

委託業務にあたっての基本的発売レース数は下記のとおりとする。

・ G III	1 2 レース / 日
・ F I (ナイター)	1 2 レース / 日
・ F II (ナイター)	1 1 レース / 日
・ F II (ミッドナイト)	7 レースもしくは9 R / 日

3 委託業務内容

競輪開催中は、函館市自転車競走条例施行規則（昭和38年4月1日規則第2号）第7条で定める開催執務委員のうち、総務委員、投票委員および場内取締委員としてそれぞれの業務を担当するほか、次の業務を行う。

なお、業務内容の詳細は、参加申込時に配布する「業務内容説明書」に掲載するものとする。

(1) 投票関係業務

ア 集計センター業務

- (ア) トータリゼータシステム・映像音声システム保守点検・運用管理業務
- (イ) 発売・払戻・発走等開催進行管理業務，臨時場外車券売場・関係機関・他開催執務委員等との連絡調整業務，開催日報等関係帳票作成業務
- (ウ) 車両情報システム（V I S）売場賭式登録業務
- (エ) 業務進行表，開催案内，発売時刻表，分読表，チェックシート作成業務

イ 発売払戻所業務

- (ア) 発売・払戻関係機器保守点検・運用管理業務
- (イ) 発売・払戻関係業務
- (ウ) 非開催日払戻業務
- (エ) 開催準備資金・売上金等取扱業務
- (オ) 見本車券作成配布業務

(2) 場内関係業務

ア 入場管理業務

- (ア) 入場ゲートシステム保守点検・管理運用業務
- (イ) 入場（一般・特別観覧席）受付管理業務

イ 清掃湯茶サービス業務

- (ア) 場内，競走路，競輪場周辺等清掃業務（函館本場）
- (イ) 特別観覧席，ロイヤル席清掃湯茶サービス業務（函館本場）
- (ウ) 場内清掃湯茶サービス業務

ウ 場内便益施設関係業務

- (ア) 案内（インフォメーション），手荷物預かり（クローク）業務
- (イ) キッズルーム・公園広場管理業務

エ 警備業務

- (ア) 特別警備員・場内警備業務
- (イ) 普通警備員・場内警備業務

(3) ファンサービス関係業務

ア 来場者サービス業務

- (ア) 来場者用駐車場管理業務
- (イ) 競輪ファン送迎用無料バス運行業務
- (ウ) 出走表作成印刷業務
- (エ) ナビダイヤル，テレホンサービス業務

- (d) 選手横断幕管理掲示業務
- (カ) 各種ファンサービス実施業務
- (キ) 競輪カレンダー購入配布業務
- (ク) 競輪ガイダンス運営業務

イ 電話投票会員等サービス業務

- (ア) 出走表プリントサービス業務
- (イ) 電話・インターネット投票利用者等，CS放送視聴者等各種キャンペーン実施業務

ウ 場内イベント業務

- (ア) 表彰式実施業務
- (イ) 競輪情報解説（予想トークショー）業務
- (ウ) 記念競輪等場内イベント業務
- (エ) 記念競輪等決勝戦等出場選手紹介等実施業務

エ 場内装飾業務

- (ア) 競輪場内装飾業務
- (イ) ナイター競輪場内電気看板装飾業務
- (ウ) 選手パネル作成業務

(4) 映像放送関係業務

ア 場内テレビ放映等業務

- (ア) レース実況アナウンス放送業務
- (イ) 開催用テレビ放映業務
- (ウ) 監視カメラ保守点検業務

イ 場外等映像配信業務

- (ア) 番組制作関係業務
- (イ) スピードチャンネル中継関係業務
- (ウ) インターネットライブ動画（KEIRIN.JP ストリーム）関係業務
- (エ) 映像集配信ネットワーク関係業務

(5) 賞典業務

ア 選手賞金等支払業務

- (ア) 選手賞金・予備選手手当等支払精算業務

(6) 選手管理棟関係業務

ア 選手宿舍宿泊等業務

- (ア) 参加選手宿舍・給食等管理業務

イ 選手管理棟医療業務

- (ア) 選手用医務室運営業務（常駐医師・看護師派遣業務）
- (イ) 選手用医務室医療品供給業務

(7) 広報宣伝関係業務

ア 各種宣伝広告業務

- (ア) 各種広告業務
- (イ) 新聞広告業務

イ 印刷物等作成配布業務

- (ア) 開催日程ポスター，開催日程カードの作成配布業務
- (イ) ポスターデザインおよび印刷配布業務
- (ウ) 競輪情報誌制作配布業務
- (エ) 全戸配布チラシ作成配布業務
- (オ) クオカード作成業務

ウ ネット宣伝広告業務

- (ア) 函館競輪ホームページ管理運用業務
- (イ) 各種情報媒体情報配信業務

エ 企業協賛関係業務

- (ア) 冠杯宣伝業務

(8) 開催総務関係業務

ア 開催業務

- (ア) 開催可否等連絡調整業務
- (イ) 電話交換等業務
- (ウ) プレス業務

イ 開催準備業務

- (ア) 開催業務用消耗品等調達業務
- (イ) ファンサービス用開催業務用物品等各種契約業務
- (ウ) 記念競輪等来賓招待者湯茶・弁当手配業務
- (エ) 記念競輪等プレス臨時電話回線等関係業務

ウ 従事員管理業務

- (ア) 採用登録業務
- (イ) 賃金関係業務
- (ウ) 共済費，源泉徴収票作成配布，被服貸与業務

(9) 施設管理関係業務

ア 設備保守管理業務

- (ア) 電気・空調・給排水等設備管理業務
(詳細は別紙「市営函館競輪場設備保守管理業務特記仕様書」参照)
- (イ) 各種設備保守点検管理業務
- (ウ) テレシアター等映像設備運用・保守業務
- (エ) 無停電電源装置保守点検業務
- (オ) 施設・設備等修繕業務

(ただし，修繕に係る金額は，年間予算を2千5百万円とし，過不足

があった場合の取扱いについては、双方協議のうえ決定する。)

イ 施設維持管理業務

- (ア) 競輪場宿日直業務
- (イ) 塵芥処理業務
- (ウ) 電信電話料等関係業務
- (エ) 光熱水費関係業務

(10) 施行者業務事務支援

ア 臨時場外関係業務

- (ア) 事務処理要領作成配布業務
- (イ) 照会回答，各種協定書・契約書，経費支出関係業務

イ 開催売上金等精算業務

- (ア) 開催中売上金，未払期間中資金精算業務（自場開催）

ウ 受託場外関係業務

- (ア) 照会回答，各種協定書・契約書，経費収入関係業務
- (イ) 開催中売上金，未払期間中資金精算業務（他場開催）
- (ウ) 受託日程編成関係業務

**エ 管理サテライト（サテライト札幌，サテライト男鹿，サテライト石狩）
関係業務**

- (ア) 照会回答，各種協定書・契約書，経費収入関係業務
- (イ) 開催中売上金，未払期間中資金精算業務

オ 施設貸付業務

- (ア) 競輪場施設貸付業務

カ 防災対策業務

- (ア) 消防計画作成，防火訓練関係業務

キ 各種契約業務

- (ア) レストラン・売店等契約関係業務
- (イ) 土地・建物等賃貸借契約関係業務

ク 開催業務補助

- (ア) 開催要綱作成業務
- (イ) 警備計画書，暴力団追放対策月報関係業務
- (ウ) 開催届出関係業務
- (エ) 拾得物関係業務
- (オ) 総合訓練関係業務
- (カ) 払戻済車券関係業務
- (キ) 選手・関係機関等記念品等購入業務
- (ク) 記念競輪等来賓招待者名簿作成，招待状発送業務

ケ 自転車競技振興業務

- (ア) 自転車競技振興に係る P R 活動業務
- (イ) 選手の発掘・育成業務
- (ウ) 選手育成に係る練習用機材等の調達業務
- コ **特別競輪および業界推進開催等誘致業務**
 - (ア) 特別競輪等誘致に向けた企画立案業務
 - (イ) 申請書作成補助業務
- サ **その他業務補助**
 - (ア) 事務所所要経費関係業務
 - (イ) 警察・消防等関係機関連絡調整業務
 - (ウ) 競輪運営協議会関係業務
 - (エ) 予算決算関係業務
 - (オ) 伝票等書類関係業務
 - (カ) 競輪事業概要関係業務
 - (キ) 文書收受関係業務

4 委託業務に係る特記仕様書

本業務委託に係り、持込む運営機材は別添 1「包括業務委託に係る持込み運営機材特記仕様書」による。

また、集中管理となっている函館競輪場の設備保守管理業務については、別添 2「函館競輪場設備保守管理業務特記仕様書」による。

5 受託場外開催業務

受託場外開催においては、受託事業者と他競輪施行者との間に締結される契約に基づき、3の業務のうち必要となる業務を行うものとする。

6 関係規程の遵守について

包括業務を遂行するにあたっては、以下の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 自転車競技法(昭和 23 年法律第 209 号)
- (2) 自転車競技法施行規則(平成 14 年経済産業省令第 97 号)
- (3) 函館市自転車競走条例(昭和 37 年条例第 20 号)
- (4) 函館市自転車競走条例施行規則 (昭和 38 年規則第 2 号)
- (5) 市営函館競輪の実施に関する事務の私人への委託に関する規則(平成 16 年規則第 16 号)
- (6) 函館市電子マネー決済投票実施規則 (平成 22 年規則第 37 号)
- (7) 市営函館競輪場テレシアター等の貸付けに関する要綱
- (8) 函館市個人情報保護条例 (平成 2 年条例第 30 号)
- (9) 函館市個人情報保護条例施行規則 (平成 2 年規則第 61 号)
- (10) その他関係法令等

